

○職員団体のための職員の行為の制限の特例に関する条例

〔 昭和 43 年 3 月 30 日 〕
〔 条 例 第 1 6 号 〕

改正 平成 20 年 3 月 25 日 条例第 4 号

(趣旨)

第 1 条 この条例は、地方公務員法(昭和 25 年法律第 261 号。以下「法」という。) 第 55 条の 2 第 6 項の規定に基づき、職員が給与を受けながら、職員団体のためその業務を行い、又は活動することができる場合を定めるものとする。

(職員団体のための職員の行為の制限の特例)

第 2 条 職員は、次に掲げる場合又は期間に限り、給与を受けながら、職員団体のためその業務を行い、又は活動することができる。

- (1) 法第 55 条第 8 項の規定に基づき、適法な交渉を行う場合
- (2) 職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成 17 年条例第 3 号) 第 11 条に規定する休日及び同条例 第 12 条第 1 項に規定する休日の代休日(特に勤務を命ぜられた場合を除く。)並びに年次有給休暇並びに休職の期間

附 則

この条例は、昭和 43 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 20 年 3 月 25 日条例第 4 号)

この条例は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。